

令和4(2022)年度
中山間地域等直接支払交付金の実施状況



令和5(2023)年7月
栃木県農政部農村振興課

【令和4(2022)年度実施状況の概要】

- 1 令和4年度は第5期対策の中間年となるため、中間年評価を実施した。
- 2 交付金を交付した市町数は前年と同じ12市町であり、集落協定(130協定)と個別協定(4協定)を合計した協定数は134協定で、前年度から増減は無かった。
- 3 那珂川町が指定棚田地域振興活動計画を変更し、認定を受けた。
- 4 交付面積は、前年度と比較して68ha増加(集落協定+68ha、個別協定±0ha)し、2,197haであった。
- 5 体制整備単価は、第5期対策から「集落戦略の策定」に1本化され、県内では、130の集落協定のうち、120の集落協定(92%)が体制整備単価を選択している。
令和4年度中に、120全ての集落協定で集落戦略が作成された。

目 次

- 1 交付市町数
- 2 中山間地域等直接支払制度(第5期対策)対象地域
- 3 協定数
- 4 交付面積
- 5 交付金額
- 6 集落協定の概要
- 7 集落協定の基本的事項の実施状況
 - (1) 農業生産活動等の実施状況
 - (2) 多面的機能を増進する活動の実施状況
- 8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施状況(体制整備単価協定)
- 9 加算措置の取組
- 10 令和4年度中山間地域等直接支払制度実施状況

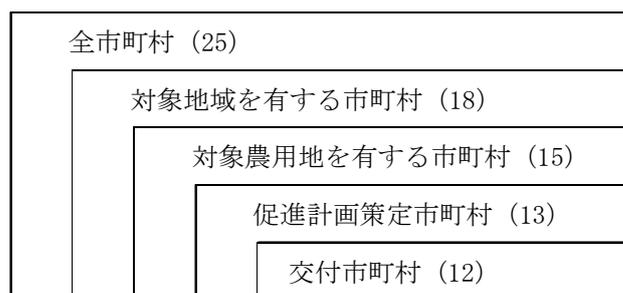
1 交付市町数

第5期対策の中間年となる令和4年度に交付金を交付した市町数(以下「交付市町数」)は12市町で、対象農用地を有する15市町数の80%であった。

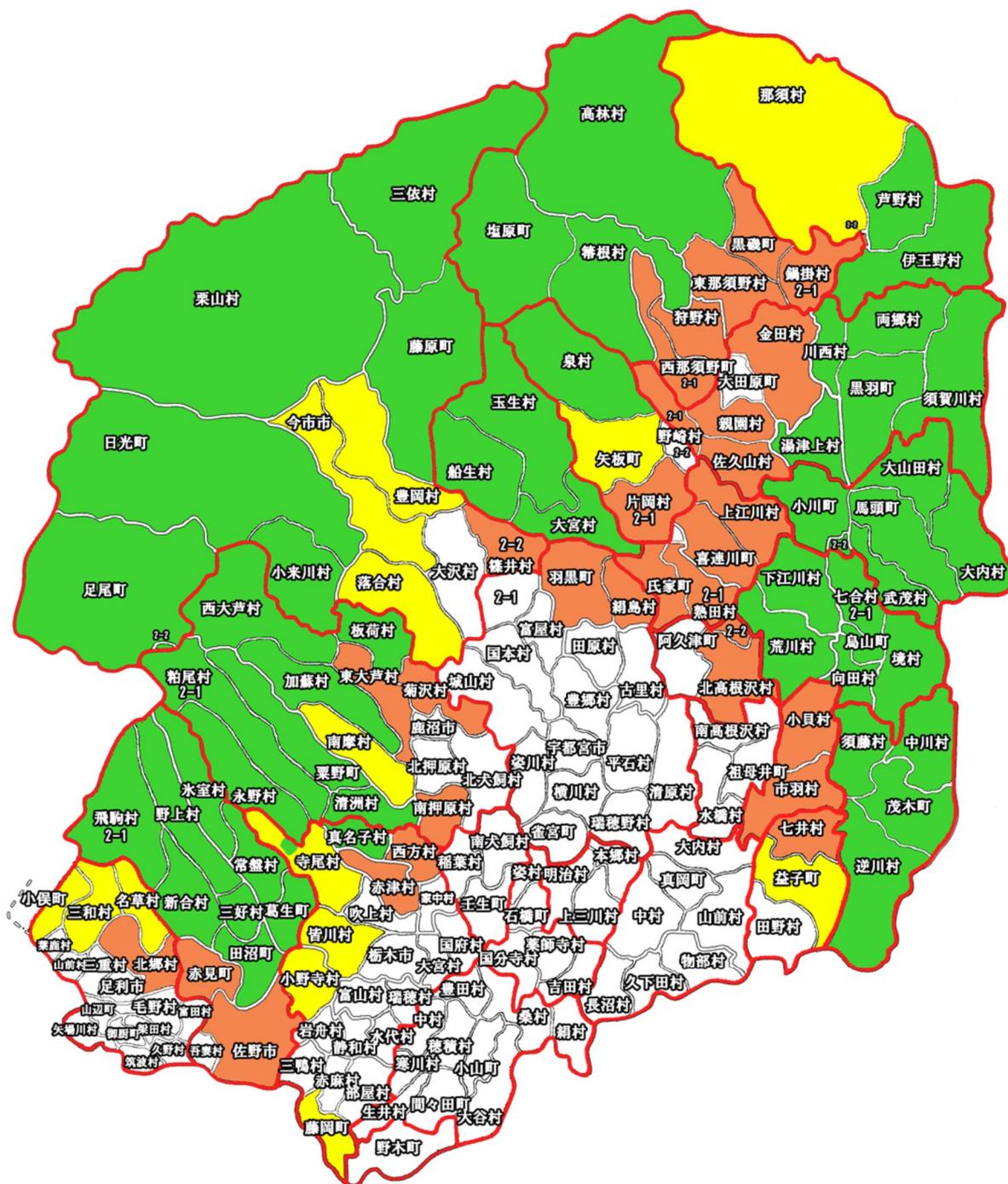
表1 交付市町数

管内	市町村名	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	備 考
河内	宇都宮市			
上都賀	鹿沼市	○	○	
	日光市	○	○	
芳賀	茂木町	○	○	
	市貝町	○	○	
	益子町			
下都賀	栃木市			
塩谷南那須	矢板市	○	○	
	さくら市			2地域が知事特認地域に追加
	那須烏山市	○	○	過疎法改正により全域が法指定地域に
	塩谷町	○	○	
	高根沢町	-		2地域が知事特認地域に追加
	那珂川町	○	○	
那須	大田原市	○	○	
	那須塩原市	○	○	
	那須町	○	○	
安足	佐野市	○	○	
	足利市			対象農用地無し
対象地域を有する市町村数		17	18	上記の市町村
対象農用地を有する市町村数①		15	15	上記の市町村のうち、さくら市、高根沢町、足利市を除く
促進計画策定市町村数 (中山間地域直接支払)		13	13	上記の市町村のうち、宇都宮市、さくら市、高根沢町、益子町、足利市を除く
交付市町村数 ②		12	12	○印の市町村
②/①		80%	80%	

図1 交付市町数の内訳



2 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）対象地域



中山間3法指定地域

特定農山村法
山村振興法
過疎法

知事特認地域

農林統計上の中山間地域

法指定地域に接する農用地
を持つ旧市町村

※対象地域の指定
旧市町村単位で指定（昭和25年2月時点の市町村の区域）

3 協定数

集落協定（130 協定）と個別協定（4 協定）を合計した協定数は 134 協定で、前年度と同数であった。

表2 協定数の推移

	第1期対策		第2期対策		第3期対策		第4期対策		第5期対策			R3→ R4
	H12 (2000)	H16 (2004)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H26 (2014)	H27 (2015)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
集落協定数	88	236	220	227	216	225	208	211	130	130	130	0
個別協定数	3	4	3	4	7	7	6	6	4	4	4	0
合計	91	240	223	231	223	232	214	217	134	134	134	0

※1 集落協定とは、直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

※2 個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において利用権の設定や農作業受委託契約に基づき締結する協定。

4 交付面積

交付面積は 17 協定で面積の増、7 協定で面積の減があり、合計すると前年度と比較して 68ha 増加の 2,197ha となった。

表3 交付面積の推移

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期			R3→ R4
	H12 (2000)	H16 (2004)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H26 (2014)	H27 (2015)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
法指定地域	472	1,770	1,818	1,885	1,957	1,994	1,860	1,876	1,730	1,867	1,907	40
県特認地域	48	152	182	195	218	220	237	313	331	263	290	27
合計	520	1,922	2,000	2,079	2,175	2,214	2,097	2,189	2,060	2,129	2,197	68

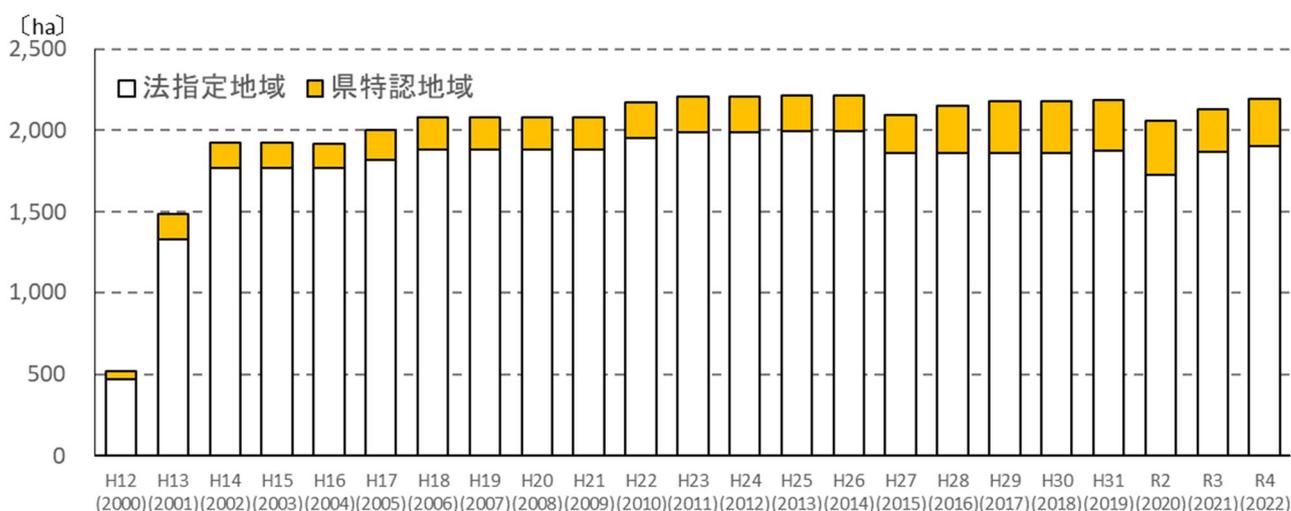


図3 交付面積の推移

表4 市町別交付面積

単位：㎡

管内	市町名	交付対象面積	協定締結面積	集落協定 協定締結面積	個別協定 協定締結面積
上都賀	鹿沼市	431,781	431,781		431,781
	日光市	1,424,432	1,424,432	1,279,971	144,461
芳賀	茂木町	7,539,353	7,539,353	7,539,353	
	市貝町	562,474	562,474	562,474	
塩谷 南那須	矢板市	1,675,661	1,675,661	1,433,316	242,345
	那須烏山市	138,144	138,144	138,144	
	塩谷町	1,963,424	1,963,424	1,963,424	
	那珂川町	3,187,286	3,187,286	3,187,286	
那須	大田原市	1,625,886	1,625,886	1,625,886	
	那須塩原市	147,480	147,480	147,480	
	那須町	3,220,902	3,220,902	3,220,902	
安足	佐野市	53,695	56,037	56,037	
合計		21,970,518	21,972,860	21,154,273	818,587

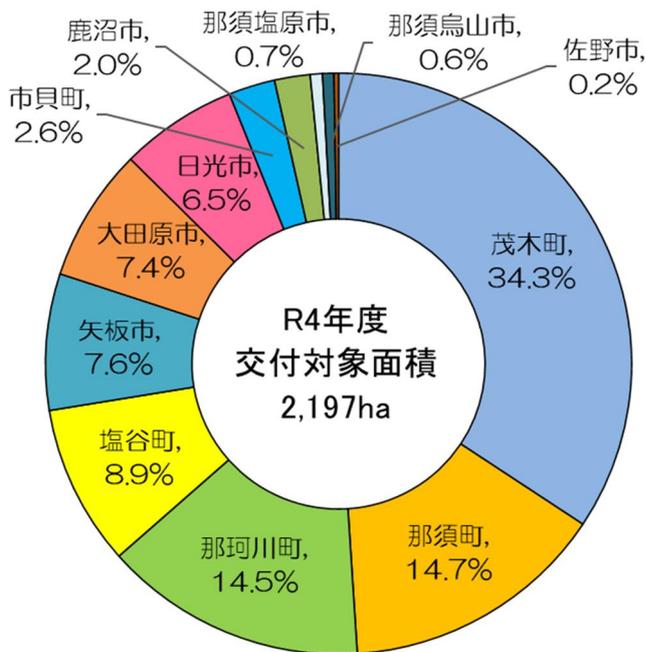


図4 市町別交付面積の県全体に占める割合 (%)

5 交付金額

交付金額の総額は、249,701千円で、このうち、茂木町の交付額は県全体の29.4%を占め、那須町17.8%、那珂川町17.8%が続く。

表5 交付金額の推移

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期			R3→ R4
	H12 (2000)	H16 (2004)	H17 (2005)	H21 (2009)	H22 (2010)	H26 (2014)	H27 (2015)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
交付額	83,849	222,507	219,274	225,089	233,004	238,383	227,619	237,853	235,372	243,968	249,701	5,733

表6 市町別交付金の内訳

単位：千円

管内	市町名	R3 (2021)	R4 (2022)	増減	主な増減の理由
上都賀	鹿沼市	2,862	2,862	0	
	日光市	16,898	16,898	0	
芳賀	茂木町	72,728	73,289	561	協定面積の増減(増11協定、減6協定)
	市貝町	2,939	5,296	2,357	協定面積の増
塩谷 南那須	矢板市	14,181	14,873	692	協定面積の増減(増1協定、減1協定)
	那須烏山市	1,673	1,796	124	協定面積の増(増2協定)
	塩谷町	18,522	20,121	1,599	協定面積の増
	那珂川町	43,926	44,328	402	協定面積の増
那須	大田原市	23,230	23,230	0	
	那須塩原市	1,534	1,534	0	
	那須町	44,520	44,520	0	
安足	佐野市	954	954	0	
合計		243,968	249,701	5,733	

※ 四捨五入の関係により合計値と内訳が一致しない場合がある。

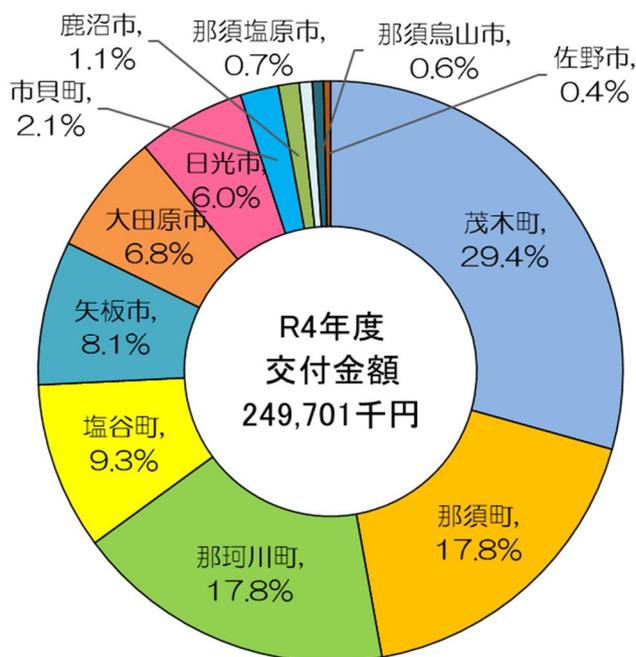


図5 市町別交付金額の県全体に占める割合 (%)

6 集落協定の概要

1 集落協定当たりの協定締結面積は 16.3ha、交付金額は 1,885 千円。参加者 1 人当たり交付金額は 81 千円となっている。

協定員の年齢構成は、70～75 歳の年齢層が最も多く、60 歳以上の構成員で約 8 割を占めているなど、高齢化している。

表7 集落協定の概要

管内	市町名	1協定当たりの平均			協定1人当たりの交付金額(千円)	集落協定数
		協定参加者(人)	協定締結面積(ha)	交付金額(千円)		
上都賀	日光市	19	14.2	1,781	95	9
芳賀	茂木町	21	11.6	1,128	54	65
	市貝町*	119	56.2	5,296	45	1
塩谷 南那須	矢板市	14	20.5	1,997	146	7
	那須烏山市	18	6.9	898	50	2
	塩谷町*	249	196.3	20,121	81	1
	那珂川町*	475	318.7	44,328	93	1
那須	大田原市	12	12.5	1,787	152	13
	那須塩原市	7	3.7	384	57	4
	那須町	13	13.4	1,855	139	24
安足	佐野市	8	1.9	318	38	3
県平均		23	16.3	1,885	81	130

*市貝町、塩谷町、那珂川町は広域化協定

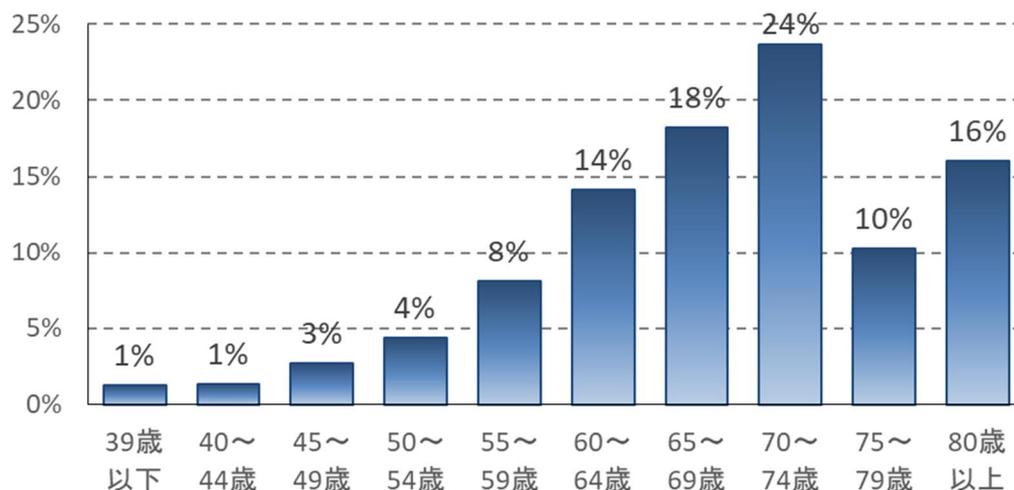


図6 集落協定参加者の年齢構成 (%)

7 集落協定の基本的事項の実施状況

(1) 農業生産活動等の実施状況

事業上必須の取組事項である農業生産活動等については、「水路、農道の管理」を全集落で取り組み、「賃借権設定・農作業の委託」が58%、「農地の法面管理」が26%の協定で取り組まれた。

表8 農業生産活動等の実施状況

管内	市町名	集落協定数	賃借権設定・農作業の委託	荒廃農用地の保全管理	農地の法面管理	柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	限界的農地の林地化	簡易な基盤整備	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理
上都賀	日光市	9			9			3	9	9	
芳賀	茂木町	65	65						65	65	
	市貝町	1	1		1				1	1	
塩谷南那須	矢板市	7		1	7	2			7	7	
	那須烏山市	2	2						2	2	
	塩谷町	1				1			1	1	1
那須	那珂川町	1			1				1	1	
	大田原市	13	4		9				13	13	
	那須塩原市	4			4				4	4	4
安足	那須町	24	4			24	1		24	24	
	佐野市	3			3				3	3	
合計		130	76	1	34	27	1	3	130	130	5
割合			58%	1%	26%	21%	1%	2%	100%	100%	4%

(2) 多面的機能を増進する活動の実施状況

選択的必須事項の多面的機能を増進する活動については、「周辺林地の下草刈り」が96%の集落で、「景観作物の作付け」が3%、「魚類・昆虫類の保護」が2%の集落で実施された。

表9 多面的機能を増進する活動の実施状況

管内	市町名	集落協定数	国土保全機能を高める取組 周辺林地の下草刈	保健休養機能を高める取組 景観作物の作付け	自然生態系の保全に資する取組 魚類・昆虫類の保護
上都賀	日光市	9	9		
芳賀	茂木町	65	65		
	市貝町	1	1		
塩谷南那須	矢板市	7	7		1
	那須烏山市	2	2		
	塩谷町	1	1		
那須	那珂川町	1	1		
	大田原市	13	13		
	那須塩原市	4	4		
安足	那須町	24	20	3	1
	佐野市	3	2	1	
合計		130	125	4	2
割合			96%	3%	2%

8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施状況（体制整備単価協定）

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、第5期対策から「集落戦略の作成」に1本化された。

県内では、130の集落協定のうち、120の集落(92%)が体制整備単価を選択している。

うち、令和4年度の時点で120全ての集落で要件を満たす集落戦略を作成済みである。

表10 体制整備単価の選択率

管内	市町名	集落協定数	10割単価協定数	8割単価協定数	体制整備選択率	集落戦略の作成状況			集落戦略作成に向けた活動状況		
						集落において作成中	集落から市町村に提出済、市町村から指導助言を実施中	要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済	年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成	農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成	話し合いの開催
上都賀	日光市	9	6	3	1			6	6	6	6
芳賀	茂木町	65	65		1			65	65	65	65
	市貝町	1	1		1			1	1	1	1
塩谷南那須	矢板市	7	7		1			7	7	7	7
	那須烏山市	2	2		1			2	2	2	2
	塩谷町	1	1		1			1	1	1	1
	那珂川町	1	1		1			1	1	1	1
那須	大田原市	13	6	7	0			6	6	6	6
	那須塩原市	4	4		1			4	4	4	4
	那須町	24	24		1			24	24	24	24
安足	佐野市	3	3		1			3	3	3	3
合計		130	120	10		-	-	120	120	120	120
割合			92%	8%		0%	0%	100%	100%	100%	100%

9 加算措置の取組

令和元年8月に施行された「棚田地域振興法」で那珂川町が指定棚田地域に指定されており（令和2年7月10日指定）、「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受け、棚田地域振興活動加算を受けている。

その他、塩谷町で「集落協定広域化加算」及び「生産性向上加算」、大田原市で「超急傾斜農地保全管理加算」の取組がなされた。

表11 加算措置の取組状況

管内	市町名	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
		加算面積 (ha)	加算金額 (千円)	加算面積 (ha)	加算金額 (千円)	加算面積 (ha)	加算金額 (千円)	加算面積 (ha)	加算金額 (千円)	加算面積 (ha)	加算金額 (千円)
塩谷南那須	塩谷町					196	2,000			196	2,000
	那珂川町	55.8	5,578			319	2,000	263	2,000	263	2,000
那須	大田原市			10.6	636						
合計		55.8	5,578	10.6	636	515	4,000	263	2,000	459	4,000

10 令和4年度中山間地域等直接支払制度 実施状況

令和5(2023)年3月31日現在

市町村名	協定数					交付面積(ha)			交付金額(千円)			増減の主な理由
	R3実績		R4実績		比較増減	R3実績	R4実績	比較増減 (交付面積)	R3実績	R4実績	比較増減	
	集落	個別	集落	個別		うち 交付 面積	うち 交付 面積		R3実績	R4実績		
鹿沼市		1		1	-	43	43		2,862	2,862		
日光市	9	2	9	2	-	142	142		16,898	16,898		
茂木町	65		65		-	746	754	7.4	72,728	73,289	561	協定面積の増減(増11協定、減6協定)
市貝町	1		1		-	29	56	27.3	2,939	5,296	2,357	協定に3地区追加(羽仏、大谷津、杉山)
矢板市	7	1	7	1	-	159	168	8.6	14,181	14,873	692	協定面積の増減(立足で増、平野東で減)
那須烏山市	2		2		-	13	14	0.8	1,673	1,796	124	協定面積の増(横枕、小木須)
塩谷町	1		1		-	176	196	20.0	18,522	20,121	1,599	協定に1地区追加(井戸神)
那珂川町	1		1		-	315	319	3.4	43,926	44,328	402	協定面積の増
大田原市	13		13		-	163	163		23,230	23,230		
那須塩原市	4		4		-	15	15		1,534	1,534		
那須町	24		24		-	322	322		44,520	44,520		
佐野市	3		3		-	5	5		954	954		
計(12市町)	130	4	130	4		2,129	2,197	67.6	243,968	249,701	5,733	
	134		134									

* 市貝町、塩谷町、那珂川町は広域化協定

※ 協定締結面積とは、集落が農地の管理方法など5年間の農業生産活動等を実施するための役割分担等を取り決めた面積。

※ 四捨五入の関係で計とその内訳は一致しない場合がある。